

第3章 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。本市においては、平成 17 年度に次世代育成支援対策地域行動計画（せとっ子未来計画）を策定し、次世代育成支援事業を推進してきました。その後、合計特殊出生率は平成 17 年の 1.07 から平成 21 年には 1.21 となりましたが、全国比ではまだ低い値を示しており、更なる子育て支援環境の充実が求められています。そこで、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画策定を含め、前期に示した「めざす姿」を継承し、10 年間（平成 17 年から平成 26 年）に渡って子育て支援の充実を図るための施策に取り組んできました。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらず我が国の少子化は依然として進行しており、子育ての孤立感や負担感が増加していること、特に都市部においては待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、各市町村において質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとなりました。

このような背景から、本市においても子育て支援施策の充実に向けた取り組みをこれまで以上に計画的に進めるため、「子ども・子育て支援法」に基づく“瀬戸市子ども・子育て支援事業計画”を策定し、平成 31 年度を目標年度とする子育て支援に係る事業計画を定めました。また、本計画は、平成 17 年度から推進してきた“せとっ子未来計画”で定めた施策とも一貫性を保つ計画として位置づけています。

本計画に基づいた事業を計画的に進め、『子どもたちの「つながる心」と「生きぬく力」が育つまち』を目指します。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援法は、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨として制定されました。

同法の主なポイントとして3点が挙げられます。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

これらを推進することにより、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、すべての子どもが健やかに成長するように支援することを目的としています。

3. 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

4. 計画の策定及び推進体制

本計画は、市内の就学前の子どもをもつ保護者や、子育て支援に関わっている団体、これから子育てを行う世代、事業所など、幅広い方へアンケートを実施し収集したご意見をもとに、「子ども・子育て会議」で計画内容を審議し、策定したものです。

策定後は、子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくため、子ども・子育て会議にて、実施状況を調査・審議し、計画の内容の見直し等を図ります。